

競技・登録委員会規程

(目的)

第1条 本規程は、本法人定款第9章の規程に基づき、競技会の開催、競技者の登録その他競技・登録に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を協議し、その討議内容及び結論を理事会に報告し、承認を得るものとする。

- (1) 加盟及び退会に関する事項
- (2) 本法人が主催又は主管する競技日程に関する事項
- (3) 競技要項の作成に関する事項
- (4) 競技会場に関する事項
- (5) 競技会の運営及び準備に関する事項
- (6) 競技者及びチームスタッフの登録に関する事項
- (7) 競技記録に関する事項
- (8) その他理事会等から付議された事項

2 競技に関する規程、内規及び申し合わせ事項（以下「競技関係細則等」という。）は、委員会が案を作成し、理事会の承認を得て別に定める。

(構成)

第3条 委員会に次の委員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 2名以上
- (3) 委員 6名以上

2 委員は、各地区学連の競技委員長等及び学生委員の中から選出する。

3 委員長は理事会が選任する。

4 副委員長は委員会が互選する。

5 委員は、各地区学連の推薦に基づき理事会が選任する。

(招集及び議長)

第4条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

(任期)

第5条 委員の任期は、理事の任期と同一とし、再任を妨げない。

2 辞任等により補欠として選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(改廃)

第6条 本規程は、理事会の決議により改廃することができる。

(補則)

第7条 本規程の実施に関し必要な事項は、委員会が案を作成し、代表理事の承認を得て別に定める。

(ただし、加盟資格、登録資格、参加資格、料金、出場枠配分、制裁等、権利義務に重大な影響を及ぼす事項は理事会承認を要する。)

(附則)

第1条 本規程は、2026年3月25日から施行する。

登録及び脱退に関する規程

(目的)

第1条 本規程は、一般財団法人全日本大学バレーボール連盟（以下「本法人」という。）定款第11章に基づき、本法人の加盟、登録及び退会（脱退）に関する事項を定めることを目的とする。

- 2 本規程において「地区学連」とは、本法人が認める地区学連をいう。
- 3 本規程において「JVA」とは、公益財団法人日本バレーボール協会をいう。
- 4 本規程において「MRS」とは、JVAが運用するJVA-MRS登録システムをいう。

(加盟資格)

第2条 本法人は、学校教育法による大学又はこれに準ずる大学のバレーボール部で、当該大学を代表する部として認められ、かつ本法人定款第3条の目的を理解し、規約、規程、内規及び細則を遵守し得る1チームについて、地区学連への加盟が認められた場合に限り、本法人への加盟を認める。

(加盟登録)

第3条 本法人への加盟は、前条の条件を満たした大学（チーム）とする。

- 2 同一大学で男子・女子の部が加盟申請するときは、男女独立した加盟とする。
- 3 同一大学は1チーム登録を原則とする。ただし、次の各号に該当し、地区学連が加盟を承認した場合は、本法人への加盟を認める。
 - (1) キャンパスが学部別に存在し、大学を代表する部が複数存在する場合
 - (2) キャンパスの所在地（都道府県）が異なる場合
 - (3) キャンパスが同一都道府県であっても、遠距離の場合
- 4 加盟するチームは、地区学連が定める手続に従い地区学連に加盟料を納付しなければならない。
- 5 加盟料は、1チーム当たり10,000円とする。

(登録及び退会と手続)

第4条 本法人に登録又は退会(脱退)するには、次の手続を行うものとする。

- 2 本法人に登録する各大学(チーム)は、MRSによりチーム登録及びメンバー登録を行い、本法人が定める登録料を納付しなければならない。
- 3 登録料は、1チーム当たり10,000円とする。納入された加盟料及び登録料は返還しない。
- 4 1大学複数登録を認める場合の条件は、次の各号のとおりとする。
 - (1) 大学が認め、かつキャンパスが遠距離の場合には複数登録を認める。ただし、登録したキャンパス間の選手移動は認めない。
 - (2) 代表チーム以外に、大学が認めた学部チームの登録を認める。ただし、独立したチームとして、その間の移動は認めない。
- 5 同一法人の大学・短大は校名が異なっても、大学の代表1チームとしての登録を認める。
- 6 本法人から退会(脱退)するときは、地区学連の脱退承認に基づき、本法人は当該チームの登録を抹消する。

(登録資格)

第5条 本法人への登録資格は、本法人定款第11章の定めにより、次の各号の条件を満たしたものである。

- (1) 競技者の登録年数は、大学及び短期大学入学時から最短卒業時までの基本修学年限を選手登録の対象とする。
- (2) 4年制大学は連続した4年間とする。ただし、医学部等、大学設置の修学年限が5年又は6年の場合は、その年数を登録年限とする。
- (3) 短期大学は修学年限が2年又は3年の場合は、その年数を登録年限とする。

(登録抹消及び再登録)

第6条 登録選手が休学又は留学する場合、大学の正式な書面をもって本法人に申請し、承認を得たときは当該年度の登録を抹消する。復学(帰学)時は、残りの最短修学年数の再登録を認める。

- 2 2年で休学した場合は残りの2年間とする。ただし、学期途中の休学はその年度の休学として取り扱う。

(大学間の登録者の移動)

第7条 本法人加盟大学間の登録者の移動は、次のとおりとする。

- (1) 同一大学内で大学・短大それぞれがチーム登録している場合は、チーム間の選手移動は認めない。
- (2) 他大学への編入学による登録者の移動は、原則として移動以前の初年度登録時から移動後の大学の修学年数を通算した年数の登録とする。
 - ① 短期大学から大学及び大学から大学への編入学をした場合は、編入前の最初の登録から通算して、編入先大学の最短修学年限を登録期限とする。
 - ② 修学年数が3年の短期大学から修学年数4年制及び6年制大学への編入の場合は、編入前の最初の登録から通算して、4年から6年間の登録を認める。
- (3) 大学院・別科・専科及び聴講生、科目履修生等に所属する学生は登録を認めない。地区学連の競技会については、地区学連の定めるところによる。

(外国籍部員の扱い)

第8条 外国籍部員の分類は次のとおりとする。

- (1) 日本で出生し、引き続き日本で生活している外国籍部員
- (2) 日本で義務教育を修了した外国籍部員
- (3) 日本の高等学校を3年間修了した外国籍部員
- (4) 日本の大学に外国から留学により(1年次入学として)入学した外国籍部員
- (5) 日本の大学に外国の大学から転入学した外国籍部員
- (6) その他の外国籍部員

(外国籍部員の登録)

第9条 外国籍部員の登録は次のとおりとする。

- (1) 前条(1)(2)(3)の部員は、日本人部員と同様に登録することができる。
- (2) 前条(4)(5)の部員は、最短修学年限から本国における既修学年数を控除した年数に限り登録することができる。
- (3) 前条(6)の部員については、その都度内容を検討し、理事会の決議による。

(外国籍部員試合参加条件)

第 10 条 外国籍部員の試合参加条件は次のとおりとする。

- (1) 第 8 条(1)(2)の部員は、日本人登録者と同様に扱う。
- (2) 第 8 条(3)の部員は、競技会へのエントリーを 3 名までとし、コート上には 2 名に限り出場することができる。
- (3) 第 8 条(4)(5)の部員は、競技会へのエントリーを 2 名までとし、コート上には 1 名に限り出場することができる。
- (4) 前二号が重複する場合の外国籍部員の試合への出場は 2 名を限度とする。
- (5) 第 8 条(6)の部員については、その都度内容を検討し、理事会の決議による。

(事務)

第 11 条 本規程の事務は、競技・登録委員会において処理する。

(改廃)

第 12 条 本規程は、理事会の決議により改廃することができる。

(附則)

第 1 条 本規程は、2026 年 3 月 25 日から施行する。

ユニフォーム規程

(目的)

第1条 本規程は、JVA 及び本法人が共催する大会に参加するチームのユニフォーム並びにチームスタッフの服装に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(ユニフォーム)

第2条 ユニフォームは、次のとおりとする。

- (1) ユニフォームとは、ゲームシャツ、パンツ、ソックスを指す。
- (2) ユニフォームは配色及びデザインが統一されていなければならない（リベロプレーヤーを除く。）。
- (3) ソックスは長さを統一するものとし、くるぶしが見える短いソックス（ベリーショートソックス等）は認めない。
- (4) ユニフォームのメインカラー（主たる色）は、概ね全体の3分の2以上を占めていること。
- (5) リベロプレーヤーは、他の競技者と明瞭に区別できる対照的な色のユニフォーム（少なくともジャージ（シャツ））を着用しなければならない。
- (6) ベンチスタッフの服装は統一されたものでなければならない。
- (7) 部長又は監督がジャケットを着用し、その他のチーム役員が統一された服装である場合は許可する。
- (8) 統一された服装であっても、タンクトップ等の形状のシャツ類又は短パンは許可しない。

(選手番号)

第3条 選手番号は次のとおりとする。

- (1) ゲームシャツには、ユニフォームと明瞭に区別できる対照的な色で、選手番号を明確に表示しなければならない。
- (2) 選手番号は1番から99番までとする。
- (3) 番号のサイズは次のとおりとする。
 - ① 胸部中央 高さ15cm以上 字幅2cm以上

② 背部中央 高さ 20cm 以上 字幅 2cm 以上

(4) ゲームパンツの前面下部に、高さ 4～6cm、字幅 1cm 以上の番号を付してもよい。ただし、全員が揃っていないなければならない。

(チームキャプテン)

第4条 チームキャプテンは、胸番号の下に、長さ 8cm、幅 2cm のマークをゲームシャツと異なる色で付けなければならない。

(チームネーム)

第5条 チームネームは次のとおりとする。

- (1) ゲームシャツの胸部又は背部に、MRS に届け出たチームネーム又はそれを特定できる略称を付けなければならない。サイズは定めない。チームのシンボルマーク（校章・略号）を付してもよい。
- (2) ゲームシャツの袖（袖がない場合は背面襟下）に所属都道府県名を付してもよい。ただし、都道府県名はチームネームより小さいこと（高さが低いこと）。

(選手名)

第6条 選手名は次のとおりとする。

- (1) ゲームシャツ背部上部中央に、着用する選手の選手名又は通称を表示してもよい。
- (2) 選手名を表示する場合は、出場する選手全員が表示すること。
- (3) 文字サイズは高さ 6～8cm とする。
- (4) 文字はアルファベット横書きとする。
- (5) 表記は直線状又は肩の曲線に沿った緩やかな曲線状とする。

(マニュファクチャーロゴ)

第7条 マニュファクチャーロゴは次のとおりとする。

- (1) ユニフォームには、JVA が公認するメーカーに限り、最大 5×4cm 又は 20 cm²のロゴをゲームシャツ及びパンツにそれぞれ 1箇所のみ付すことができる。ソックスは左右それぞれ内側及び外側に付してもよい。
- (2) JVA 公認メーカー以外のものを着用する場合は、ロゴが露出しないよう措置しなければならない。

(スポンサーロゴ及びユニフォーム広告)

第8条 スポンサーロゴ及びユニフォーム広告は、別に定める「ユニフォーム広告に関する規程」に従う。

(トレーニングウェア)

第9条 トレーニングウェアは次のとおりとする。

- (1) トレーニングウェアは全員が統一されていることが望ましい。
- (2) トレーニングウェアには、チームネーム、選手名、選手番号を付すことができる。
- (3) トレーニングウェアには最大 5×4cm 又は 20 cm²のマニファクチャーロゴを付すことができる。
- (4) スポンサー広告は第8条と同様に取り扱う。

(アンダーウェア等について)

第10条 アンダーウェアは次のとおりとする。

- (1) アンダーウェアの着用してもよい。チームメンバー全員着用する必要はない。
- (2) アンダーウェアはユニフォームの袖や裾、首等からはみ出してよい。
- (3) 医療を目的としたサポーター類は、プレー上危険がある場合や、プレーに有利に働く場合を除いて規制されない。
- (4) 明らかに色が違う腰に帯状に巻くサポーター、コルセット類はユニフォームの下に着用しなければならない。

(その他)

第10条 ユニフォームには、第3条から第8条に定めるもののほか、表示をしてはならない。

(事務)

第11条 本規程の事務は、競技・登録委員会において処理する。

(改廃)

第12条 本規程は、理事会の決議により改廃することができる。

(附則)

第 1 条 本規程は、2026 年 3 月 25 日から施行する。

ユニフォーム広告に関する規程

(目的)

第1条 本規程は、JVA 及び本法人が共催する大会で使用するユニフォーム等の広告に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(広告の表示)

第2条 広告の表示は次のとおりとする。

- (1) ユニフォーム（ジャージ・ショート）及びトレーニングウェア（以下「ユニフォーム等」という。）に、チームスポンサー名又は商品名・商標・ロゴマークを付すことができる。
- (2) 広告表示を希望するチームは、スポンサーの名称、業種及び広告内容について、事前に本法人に申請し、その承認を得たのち、JVA に申請して承認を得なければならない。
- (3) 前号の申請は、JVA 所定の申請書に体裁、デザイン、ロゴ、色彩等の必要事項を記載の上、当該チームが本法人を經由して JVA に提出しなければならない。
- (4) 広告はチームネームより小さく、チーム名及び競技者番号の識別を妨げないものとする。
- (5) 広告の箇所数は制限しない。ただし、広告の総面積は 1,000 cm²を超えてはならない。
- (6) 広告表示は、チーム全員が同一内容でなければならない。

(広告の条件)

第3条 次に該当する広告は表示してはならない。

- (1) 政治活動・選挙活動又は宗教活動に関するもの
- (2) 風俗営業に類するもの
- (3) 意見広告又は売名を目的としたもの
- (4) 青少年の健全育成に悪影響を及ぼすおそれがあるもの
- (5) 責任の所在が不明確なもの
- (6) 人権侵害、名誉毀損又は差別的内容を含むもの
- (7) 反社会的内容のもの
- (8) 公序良俗に反するもの
- (9) その他、JVA 又は本法人が目的に照らし不相当と判断するもの

- 2 表示された広告が不適当であると JVA 又は本法人が判断した場合、当該チームに対し広告表示の停止を命ずることができる。

(制限及び停止)

第 4 条 制限及び停止は次のとおりとする。

- (1) JVA 又は本法人は、競技会規定等により広告表示を制限することができる。この場合、広告付きユニフォーム等は着用できない。ただし、広告を隠す等の措置ができるときはこの限りでない。
- (2) 会場規程等により広告掲載料の支払いが発生した場合は、当該チームが実費を負担する。

(事務)

第 5 条 本規程の事務は、競技・登録委員会において処理する。

(改廃)

第 6 条 本規程は、理事会の決議により改廃することができる。

(附則)

第 1 条 本規程は、2026 年 3 月 25 日から施行する。

(運用要領)

第 2 条 広告申請の様式、提出期限、提出方法その他運用に必要な事項（以下「申請要領」という。）は、本法人のホームページにて確認すること。

全日本インカレ 試合方法及び申込み等の内規

(目的)

第1条 本内規は、全日本バレーボール大学男子・女子選手権大会（以下「全日本インカレ」という。）の運営を円滑にするため、試合方式、抽選方法その他必要な事項を定めることを目的とする。

(用語)

第2条 本内規において「本法人」「地区学連」「JVA」「MRS」の意義は、「登録及び脱退に関する規程」に定めるところによる。

(試合方式)

第3条 試合方式は次のとおりとする。

2 試合形式はA方式及びB方式の2方式とする。当面の間、東京大会はB方式で行う。A方式で開催する場合は、競技・登録委員会において検討し、理事会の承認を得て別に定める。

3 A方式

(1) 本法人に登録されている各大学が参加できる。

(2) グループ戦は3チームによるリーグ戦とし、上位2チームが決勝トーナメントに進出する。

(3) グループ戦には16チームのグループシード枠を設ける。グループシードは、前年度全日本インカレにおいてベスト32に入ったチーム（決勝トーナメント16シード該当チームを除く。）を所属地区学連枠として付与し、各地区学連が当年度成績を加味して決定する。

(4) 決勝トーナメントには16チームのシード枠を設ける。シードは、前年度全日本インカレでベスト16に入ったチームを所属地区学連枠とし、各地区学連が当年度成績を加味して決定する。

4 B方式

(1) 本法人に登録されている大学から選抜された64チームが参加し、全試合トーナメント方式、5セットマッチで行う。

- (2) 64 チームのうち 16 チームは、東日本・西日本インカレ上位各 8 チーム（合計 16 チーム）とする。
- (3) 残り 48 チームは、男女別に、当年度 5 月末日時点で MRS に正式登録されているチーム数の割合により地区学連出場数を算定し、本法人が確定する。
- (4) 各地区学連における代表チームの選出は、当該年度の春季・秋季リーグ戦等の戦績を参考に、各地区学連が定める。

（抽選方法）

第 4 条 抽選方法は次のとおりとする。

2 A 方式

- (1) グループ戦は、グループシード（17～32 相当）の枠抽選を行う。
- (2) その他のグループ枠はフリー抽選とする。
- (3) 決勝トーナメントのシードは、第 1～第 4 シードは前年度全日本インカレ成績により自動的に決定し、第 5～第 8 シード及び第 9～第 16 シードは抽選により決定する。
- (4) グループ戦結果により決勝トーナメント枠が確定するため、決勝トーナメント組合せ抽選は行わない。

3 B 方式

- (1) シードは 16 枠とし、前年の全日本インカレ順位チームの所属地区学連枠とする。各地区学連は当年度成績を加味して決定する。
- (2) 第 1～第 4 シードは前年成績により自動決定し、第 5～第 8 シード及び第 9～第 16 シードは抽選により決定する。
- (3) 同一地区学連チームの分散は、JVA 競技要項の定めに従い均等配置に配慮する。
- (4) 1 回戦における同一地区学連同士の対戦を回避するよう配慮する。
- (5) 抽選順は、出場チーム数が多い地区学連から行う。出場数が同数の場合は、北に近い地区学連から行う。同一地区学連内の抽選順は、当該地区学連が定めた順位上位校から行う。
- (6) 抽選日は原則として 11 月 3 日とする。抽選は地区学連委員長が代理抽選を行う。地区学連委員長が欠席の場合は、本法人委員長が代理抽選を行う。
- (7) 地区学連のリーグ戦は原則として 11 月 3 日以前に終了すること。災害、感染症等により終了していない場合は、仮に「地区学連 1・2」として抽選し、シード校を除き申込順で当てはめる（地区順位を示すものではない）。

(出場申込み)

第5条 出場申込みに関する提出書類、提出方法、提出期限その他必要な事項は、本法人が公表する「申込要領」に定める。

2 申込要領は、競技・登録委員会が定め、代表理事の承認を得て公表する。

(各種資格)

第6条 各種資格は次のとおりとする。

- (1) 部長を除くベンチ入りスタッフについて、チーム内に指導者有資格者（コーチ1～4等）がない場合はベンチ入りを認めない。ただし、当面の間、資格取得講習会の参加証明書等により例外的取扱いを認めることがある。
- (2) トレーナーとしてベンチ入りする者は、医師、看護師又は医療免許資格を有する者とする。ただし当面の間、本法人が認める救急救命・応急処置等の講習会修了者を認める。
- (3) 証明書の提出方法及び期限は申込要領に定める。

(チームスタッフ)

第7条 チームスタッフの取扱いは申込要領及び競技運営上の注意事項に従う。

(その他)

第8条 大会に参加するチームは、「開催要項」「申込要領」「競技運営上の注意事項」等を確認し、チーム内に周知徹底しなければならない。

(事務)

第9条 本内規の事務は、競技・登録委員会において処理する。

(改廃)

第10条 本内規は、理事会の決議により改廃することができる。

(附則)

第1条 本内規は、2026年3月25日から施行する。